

養老町役場EV充電設備等導入事業に係る 業務仕様書

1 事業の目的

養老町（以下「町」と呼ぶ。）では、「第4次地球温暖化対策実行計画」において、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減や電動車（EV）の普及を推進しているところである。町役場駐車場にEV充電設備等を導入することにより、公共施設における充電インフラの充実を図るとともに、脱炭素社会の実現を目指すことを目的とする。

2 事業の概要

本事業は、養老町役場の駐車場を活用し、EVが利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下、「EV充電設備等」という。）を整備するものであり、EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備、運用及び事業期間終了後のEV充電設備等の撤去に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

- (1) 事業者は、EV充電設備等の設置に必要な用地等について、養老町公有財産及び債権の管理に関する規則（昭和39年4月1日規則第6号）第8条に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。なお、事業期間中のEV充電設備等を設置する用地については、その使用料を原則、免除するものとする。
- (2) 事業者は、「3 EV充電設備等を設置する施設」の別紙（設置希望場所）に示す設置場所にEV充電設備等を設置すること。なお、設置の際は施設の駐車場区画等を十分に考慮し、施設の運用・維持管理等に支障をきたすことのないようEV充電設備等の規模を検討するものとする。
- (3) 本業務の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で実施すること。
- (4) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、町と協議の上、事業者が決定するものとする。
- (5) 事業者は、EV充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。なお、町がEV充電設備等の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を町に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなす。

3 EV充電設備等の設置場所

EV充電設備等の設置場所は、別紙（設置希望場所）のとおり。ただし、設置基数については、企画提案内容を踏まえ、町と協議のうえ、決定する。

4 業務の実施期間

(1) 運用開始時期

町と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 運用期間

運用期間は、E V充電設備等の運用開始後5か年が経過した日が属する年度の末日までとし、運用期間中は事業者の責任において、E V充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。ただし、双方の協議により、運用期間を延長することとなった場合は、この限りではない。

(3) 事業終了の申し出

上記運用期間終了後、町または事業者のどちらかが事業を終了することを希望する場合は、終了の申し出をするものとする。ただし、町または事業者からの事業終了の意思表示が無かった場合は、事業を継続するものとする。

(4) 事業終了後

事業終了後の行政財産の使用期間は1年以内とし、その間に設備の撤去工事を完了し、原状回復を行うものとする。その際、原状回復の範囲等については、町と協議の上、定めるものとする。

5 本業務の実施に伴う条件等

(1) E V充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、E V充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、町は一切の責任を負わない。

(2) E V充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。

(3) E V充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前にE V充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を町に提出し、町の承諾を得るものとする。

(4) 設置工事は、原則、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に町と協議を行うものとする。

(5) 本業務を実施するにあたり、事業者が町との間に取り交わす協定等に定める義務を履行しない場合には、協定等を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。

(6) 事業者は、E V充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに町に連絡したうえで対応し、その結果を町に報告しなければならない。また、町や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。

- (7) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やE V充電設備等の整備及び管理に関する町との合意事項（協定書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合、その他事業者の責めに帰すべき事由により町が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (8) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、町が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (9) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (10) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる町の損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (11) 事業者は、設置したE V充電設備等の利用状況を毎年町に報告すること。
- (12) 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を第三者にもらしてはならない。本業務終了後も同様とする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、町と受託者が協議のうえ、定めることとする。